

令和3年度 甲種防火管理新規講習実施案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第3条に規定する防火管理に関する講習のうち「甲種防火管理新規講習」を次のとおり実施します。

1 受講対象者

舞鶴市内に所在する事業所に勤務する者又は舞鶴市内に居住する者のうち、消防法第8条の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者

2 講習日時・講習場所・申込期間

第1回 甲種防火管理新規講習	
講習日時	令和3年7月28日(水)・29日(木)の2日間 1日目：9時00分から16時30分まで(受付8時45分～) 2日目：9時00分から15時30分まで(受付8時45分～)
講習場所	舞鶴西総合会館 4階 411会議室(舞鶴市字南田辺1番地)
申込期間	令和3年6月21日(月)から7月20日(火)まで
定員	40名(定員になり次第、申し込みを締め切ります。)

第2回 甲種防火管理新規講習	
講習日時	令和3年10月27日(水)・28日(木)の2日間 1日目：9時00分から16時30分まで(受付8時45分～) 2日目：9時00分から15時30分まで(受付8時45分～)
講習場所	舞鶴西総合会館 4階 411会議室(舞鶴市字南田辺1番地)
申込期間	令和3年9月21日(火)から10月20日(水)まで
定員	40名(定員になり次第、申し込みを締め切ります。)

3 申込方法

- (1) 講習申込書を下記の受付場所に提出して、受講票を受け取ってください。
- (2) 申込書は下記の受付場所または、舞鶴市消防本部のホームページから取得できます。(http://www.maizuru119.com/)
- (3) 受講は無料ですが、受講申込の際にテキスト代1,480円が必要です。
なお、申込後のテキストの返却及び返金はできません。
- (4) 申込書には、写真(縦4cm、横3cm、裏面に氏名を記載)を貼付してください。

4 受付場所

受付場所		電話番号	受付時間
舞鶴市消防本部 予防課	北吸 1044 番地	0773-66-0119	8:30~17:15
舞鶴市東消防署 総務予防課	浜 80 番地の 4	0773-65-0119	8:30~20:00
舞鶴市西消防署 総務予防課	松陰 5 番地の 5	0773-77-0119	

5 講習内容

講習日	講習科目		時間
1 日目	午前	オリエンテーション 防火管理の意義及び制度の概要 火気取扱いの基本知識	9:00~ 9:10 9:10~11:10 11:20~12:00
	午後	火気取扱いの基本知識 施設・設備の維持管理	13:00~14:20 14:30~16:30
2 日目	午前	自衛消防 防火管理の進め方と消防計画	9:00~11:00 11:10~12:00
	午後	防火管理の進め方と消防計画 効果測定・質疑・修了証交付	13:00~14:10 14:20~15:30

※消防用設備点検資格者の課程を修了し、免状の交付を受けている方及び自衛消防業務講習の課程を修了している方は、甲種防火管理新規講習の講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度の概要」を免除することができますので、講習申込時に証明する書類の写しを添付してください。

6 修了証交付

- (1) この講習の全課程を修了した者には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。
- (2) 上記修了証の交付を受けた者は、消防法施行令第3条第1項の規定による甲種防火管理者の資格を有する者となります。
【遅刻又は途中退席をされた方には、修了証を交付することはできません】

7 その他

- (1) 受講当日（2日間とも）に受講票を受付へ提示し受付後、会場内の座席番号札の横に置いてください。また、講習終了後は、受講票を持ち帰ってください。
- (2) 講習テキストは、受講申込時にお渡ししますので各自で保管し、講習会に必ず持参してください。
- (3) 受講当日は、印鑑・筆記用具を持参してください。
- (4) 効果測定において、基準点未満の受講者については、再度講習を受講しなければならない場合があります。
- (5) 受講中はマスクの着用をお願いします。
- (6) 発熱や風邪の症状がある場合は受講をひかえてください。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、講習を中止又は延期若しくは会場が変更となる場合があります。